

総務委員会資料
[総務部]
令和4年5月12日

《報告事項》

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について【総務課】…………… 1
2. 新型コロナウイルス感染症への対応について【情報システム推進課】…………… 3
3. 島根県公共施設総合管理計画の改訂(案)について【管財課】…………… 4
3. 島根県公共施設総合管理計画(案)【管財課】……………別冊

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、私立学校（中学・高校）に対し、次のとおり対応を要請しています。（県立学校と同様の対応）

要請した対応のうち、新型コロナウイルス感染症に関する検査については、新型コロナウイルス感染症対策調整費を活用し、県負担により実施します。

1. 私立学校の寄宿舎における対応

大型連休中の帰省及び連休明けの帰寮にあたり、4月20日付けで次の対応を要請

- ・ 県外への帰省については、帰省先の感染状況を確認の上、生徒や保護者に帰省を極力控えてもらうなどの慎重な対応を求める
- ・ 上記により帰省しないこととなった生徒がいる学校は、大型連休中に閉寮する場合、閉寮期間中の当該生徒の滞在先として、近隣の宿泊施設等を確保。その場合の宿泊経費は県費負担（食費は自己負担）
- ・ 帰寮の前に、生徒本人の健康状況など問題がないことを電話等で確認
- ・ 生徒の健康状況などに特に問題がない場合は、そのまま帰寮させるが、帰寮にあたり、希望する全ての寄宿舎生を対象とした、県費負担による新型コロナウイルス感染症に関する検査を実施（新型コロナウイルス感染症対策調整費対応）
- ・ 帰寮後の一定期間（14日間程度）を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と記録、風邪症状の確認等について、教職員が直接生徒に確認するなどの徹底した健康観察を実施
- ・ 帰寮に際し、保護者や生徒から、他の寄宿舎生と離れた場所での健康状況の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等を確保し、帰寮後の一定期間そこで滞在させる。その場合の宿泊経費は県費負担（食費は自己負担）

2. 私立学校の部活動における対応

（1）現行の措置（4月1日から当面の間）

① 通常の活動

- ・ 活動前の検温や健康状況の確認の徹底等に留意の上、各学校の部活動の活動方針により実施可（入学予定者の参加含む）

② 練習試合等

- ・ 原則として、県外への移動及び県外校等との交流を伴う練習試合等は禁止
- ・ 学校長が認める公式大会の内、中国大会以上に出場するチーム・個人に限り、県外校との大会に向けた練習試合等の実施可能（必要性を十分に検討し慎重に判断）

③ 大会等参加

- ・ 大会等への参加は、公式の大会等で、学校長が認めるもののみ可
- ・ 特に、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、必要性を十分に検討し、学校として責任を持って参加の可否を十分に検討
- ・ 参加する場合には、万全な感染症対策を講じ、帰県後、一定期間の健康観察と健康管理をより徹底

(2) 4月25日から当面の間の追加措置

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、次の場合において、希望する全ての生徒及び引率教員を対象に、新型コロナウイルス感染症に関する検査を実施(新型コロナウイルス感染症対策調整費対応)

- ① 県外校が出場する公式大会(県内開催を含む)に参加する場合
- ② 下記(3)の特別措置により、大型連休中に実施した県外校の生徒等との交流を伴う練習試合等に参加した場合

(3) 大型連休中の特別措置

4月29日から5月8日までは特別措置として次のとおり部活動を実施するよう、4月19日付けで通知

① 練習試合等

- ・ 原則として、県外への移動及び県外校等との交流を伴う練習試合等は禁止
- ・ ただし、この期間に限り、学校長が実施方法等について感染拡大防止対策が十分に講じられていると認める場合は、県外校との練習試合等についても実施を可能とするが、必要性を十分に検討し慎重に判断(宿泊を伴うものは、真に必要な場合に限る)

② 通常の活動、大会等参加

- ・ 現行の措置どおり

③ その他

- ・ 学校長及び指導者は、チェックリストによる、平時の練習及び練習試合等参加の際の感染症対策を確実に実施、徹底を図る

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 概要

県内において新型コロナウイルス感染症が継続して発生し、感染者が多い状況が続く中、保健所対応としてモバイル通信が可能なパソコンの利用等が急増し、在庫が不足していることから、今後の感染症拡大に伴う需要増に備え、モバイルパソコン（周辺機器、通信費など含む）の追加配備を行う。

【モバイルPCの整備状況】

- ・ 平成28年度及び令和2年度に計239台を整備
- ・ 主な用途は、①コロナを含む災害派遣や出張先での利用（モバイルワーク）
②コロナ対策に伴う保育所、小学校等の休校措置による育児のための在宅勤務での利用
③県外事務所等でのコロナ対策のためのテレワークの実施

2 事業内容

(1) 調達台数

100台

(2) 配布先

各保健所、在宅勤務職員貸出 等

(3) 執行見込額（概算）

39,517千円（新型コロナウイルス感染症対策調整費）

島根県公共施設総合管理計画の改訂（案）について

1. 島根県公共施設総合管理計画の概要

- ・平成28年5月に「島根県公共施設総合管理計画」を策定

島根県公共施設等総合管理基本方針（以下、「県方針」）に基づく個別施設計画として、県が所有する建築物及び付属設備（公共施設）について、県民に必要な行政サービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供するための具体的な取り組みを定めるもの

- ・計画期間は平成28年度～令和7年度の10年間

2. 見直しの主な内容

上位計画の県方針見直し（政策企画局）に伴う整合性の確保、データ・内容の時点修正等

（1）県方針の改訂を受けた追記

建替や長寿命化をした場合の費用の見込み、長寿命化対策の効果額等

（2）施設の現状に関する時点修正

施設の面積・施設数・ストック状況

（3）具体的な取組の追加

新たな利活用・ユニバーサルデザイン^{※1}化・省エネルギー化の推進

3. 見直しの経過

令和4年1月 県有財産有効活用推進委員会^{※2}（改訂素案の報告）

令和4年3月 パブリックコメント（R4.3.11～R4.4.11）

提出意見1件（集約等の推進に係る要望）

同 県方針の改訂

令和4年4月 県有財産有効活用推進委員会（改訂案の報告）

令和4年5月 総務委員会（改訂案の報告）

令和4年5月中 島根県公共施設総合管理計画（改訂版）の決定

※1 ユニバーサルデザイン：

「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする」という考え方

※2 県有財産活用推進委員会：

県有財産の有効活用及び効率的な管理運営を推進するための事項を検討
委員：各部局主管課の課長等